

西宮市議会議員政治倫理条例施行規程

令和元年5月29日

西宮市議会規程第1号

【沿革】

令和3年5月28日 議会規程1号

令和5年6月9日 議会規程1号

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市議会議員政治倫理条例（平成30年西宮市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(市の外郭団体)

第2条 条例第3条第4号に規定する市の外郭団体は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市土地開発公社
- (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社
- (3) 公益財団法人西宮市文化振興財団
- (4) 公益財団法人西宮スポーツセンター
- (5) 公益財団法人西宮市国際交流協会
- (6) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館
- (7) 一般財団法人西宮市職員自治振興会
- (8) 西宮都市管理株式会社
- (9) さくらFM株式会社
- (10) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター
- (11) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
- (12) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団
- (13) 一般社団法人にしのみや観光協会

(審査申出の手続)

第3条 条例第4条第2項に規定する連署は、審査申出署名簿によるものとする。

2 審査申出署名簿には、議員の選挙権を有する者が自ら署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。）をしなければならない。

(政治倫理基準に反する行為を証する書類等)

第4条 条例第5条第2項第4号に規定する議長が別に定める書類等は、別表のとおりとする。

(審査会非設置の通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による通知は、西宮市議会議員政治倫理審査会非設置通知書によるものとする。

(審査結果の報告)

第6条 条例第7条第5項の規定による報告は、審査結果報告書によるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 条例第8条の規定による通知は、審査結果通知書によるものとする。

(審査結果の公表)

第8条 条例第8条の規定による公表は、西宮市議会ホームページへの掲載によるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査申出署名簿等の様式その他の事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この規程は、公表の日から実施する。

付 則

この規程は、公表の日から実施する。